

平成 21 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

平成 20 年 7 月 17 日

全 国 知 事 会

## 2 森林整備法人等の抜本的な改革の推進

国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人等について、抜本的な経営改革を推進するため必要な支援措置を早急に講じること。

### 【背景・理由】

わが国では、昭和30年代の初め、経済の急激な拡大に伴い木材需要が増大したことを背景に、安定的な木材供給のため森林資源の整備、充実が不可欠であることから、国において急速かつ計画的な拡大造林政策が講じられた。

全国の森林整備法人及び都道府県（以下「森林整備法人等」という。）は、この国策であった拡大造林政策の地方における担い手として、山村奥地等社会・経済的条件が不利な地域において分収造林事業を積極的に進めてきたところであり、国家的課題であった森林資源の充実や農山村地域経済の基盤の確立等に大きな役割を果たしてきた。

しかし、事業資金のほとんどを農林漁業金融公庫などの借入金により調達してきたことから多額の累積債務を抱え、また、国の木材輸入の自由化政策による木材価格の低迷の影響を大きく受け、現下の木材価格の水準では、伐採収入による借入金の償還も困難と見込まれるなど、その経営は極めて厳しい状況にあり、ひいては、都道府県財政にも極めて重大な影響を及ぼしかねない状況である。

加えて、長期の收支見通しは、将来の木材価格や需要動向など予測しがたい因子を抱え不確実であるなど、今後の適切な森林管理に支障を来たし、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮できなくなることが危惧される。

そこで、国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能を維持・増進させるために極めて重要な役割を担っている森林整備法人等の経営の安定化を図るとともに、抜本的な経営改革を推進するためには、支援制度の拡充と併せて、新たな金融制度や地方財政措置など総合的な対策が不可欠であることから、国の責任において必要な支援措置を早急に講じる必要がある。

### 【具体的な要望事項】

- (1) 現行分収林制度が構造的な課題を抱えていることを踏まえ、森林整備法人等の経営安定と森林の公益的機能に配慮した施業方法への転換に伴う分収契約の変更等が円滑に行えるよう、分収林制度の見直し及び法・税制度等の整備に取り組むこと。
- (2) 木材の需要拡大策、国産材の利用促進と供給体制の整備等に対する取り組みをこれまで以上に強力に推進するとともに、分収林契約満了後の伐採跡地における再造林に対する支援方策を充実させること。
- (3) 森林整備法人の経営安定化のために都道府県が実施する施策に対する財

政支援をより一層充実すること。

特に、都道府県から森林整備法人への長期貸付を目的とした特例的な起債の発行を認めること。

また、株式会社日本政策金融公庫について、市中金融資金等からの借換え制度の創設など、累積債務処理対策の拡充等を行うこと。

(4) 森林整備法人等が、今後とも森林の多面的機能の持続的な發揮に配慮した森林整備を推進するとともに、安定的に事業展開を図ることができるよう、森林整備法人等が実施する森林整備事業について、負担軽減措置を講ずること。

(5) 株式会社日本政策金融公庫資金について、従来通り円滑な融資が受けられるようになるとともに、経営森林の伐採時期に合わせた償還が可能となる資金制度を創設すること。

また、伐期の長期化などに伴って増加する利息負担を軽減する措置を講じること。

(6) 国、地方の継続的な政策協議の場を設置し、経営安定化に向けた積極的な議論を行うこと。